

○管理職員等の範囲を定める規則

平成23年7月12日
公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書きに規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 桜井宇陀広域連合に勤務する職員のうち管理職員等は、次の表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

機 関	職
広 域 連 合 長	事務局長、事務局次長、課長、主幹、総務課庶務係長
選挙管理委員会 事 務 局	書記長
公 平 委 員 会 事 務 局	事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。